

障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託仕様書

1 業務名

障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（火）まで

3 委託業務の目的等

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行により、本市においても、障がい者による文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することになった。また、「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、本条例の基本施策の一つに文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を規定しており、毎年度取崩し減少傾向にある「宮崎市文化芸術振興基金」への対策を講じる必要がある。これらの理由により、本業務は、障がい者によるデザインを使用したグッズを作成し、その売上金の一部を宮崎市文化芸術振興基金へ積立てるものである。

4 業務内容

受注者は、グッズ化するデザインを募集し、その中からグッズ化するデザインを選定。その後、どのようなグッズにするかを決定し、グッズを制作する。

なお前提となる条件については下記の通り。

- ・デザイン募集の対象者：障がいのある人
- ・グッズ制作個数：500～1,000個程度を想定とし委託業者がグッズにするデザインを募集。
- ・応募された作品から製品化するものを選定し、グッズを制作。
(グッズ制作費は30万円程度を想定。)

また、当該業務の企画、取材、撮影、記事編集等については、原則受注者が行うものとする。

(1) グッズのデザイン募集とPR

本市内の特別支援学校や事業所等へ本事業のデザイン募集を呼びかける募集要項を作成し、グッズのデザイン募集を行うこと。その際、少しでも多くの対象者の募集を図るため、PRの方法（周知方法）についても工夫すること。また情報配信サービス等を使って地元メディアを含め、様々なメディアに情報拡散すること。

(2) グッズ化するデザインの選定

応募があったデザインの中からグッズ化するデザインを選定すること。選定数については、特に規定しない。(選定したデザイン作成者には委託費から謝金を想定。)

(3) 制作するグッズの決定とグッズ化するデザインの加工

興味を持たれるようなグッズを選定すること。その際、採用するデザインの加工については、作者と十分に調整を図ること。

(4) グッズの制作

採用したデザインを加工し、グッズを制作すること。制作個数は500～1,000個程度とする。

(グッズ制作費は30万円程度、販売総額は50万程度を想定している。)

(5) 販売PR用のチラシデザインの作成

制作したグッズのPR用のチラシデザインを作成すること。想定として、紙媒体用(A4サイズ)とWEB用のデザインを1案以上ずつ作成すること。

5 実施スケジュール

4-(1)～(5)に規定する業務内容を履行期間内に実施し完了すること。なお、各業務の実施時期については宮崎市と受注者が協議のうえ決定する。

6 個人情報の取扱い

本業務の受注者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、宮崎市の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果品

受注者は、次の成果物を宮崎市に提出しなければならない。

(1) 業務実績報告書(CD-ROM 1枚、紙印刷したもの 2部)

業務実績報告書には、以下の内容を記載すること。

- ・当該業務における取組み実績(応募されたデザインのキャプションやデザインを採用された方との打ち合わせの様子、メディア掲載のクリッピング等)。
- ・応募者一覧

(2) 制作したグッズ

- ・本業務にて制作したグッズ

(3) チラシデザイン

- ・販売PR用のチラシのデザインデータ

8 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら宮崎市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、宮崎市は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由により、宮崎市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (4) 受注者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ宮崎市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

9 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、宮崎市と協議すること。